第一項及び第三項中「社債管理者、社債管理補助者」とあるのは「」に改め、「受託会社」と」の下に「、同条第一項中「について（社債管理補助者にあっては、第七百十四条の七において準用する第七百十一条第一項の社債権者集会の同意をすることについて）」とあるのは「について」と」を加える。

第三十三条第一項中「議事録」の下に「又は同法第七百三十五条の二第一項の書面若しくは電磁的記録（次項各号において「議事録等」という。）」を加え、同条第二項各号中「前項の議事録」を「議事録等」に改める。

（弁護士法の一部改正）

第三条　弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。

第三十六条の二第二項中「新所在地」の下に「（従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる法律事務所の所在地）」を、「当該法律事務所」の下に「（従たる法律事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる法律事務所の所在地）」を加え、同条第三項中「旧所在地」の下に「（従たる法律事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる法律事務所の所在地）」を加える。

（司法書士法の一部改正）

第四条　司法書士法（昭和二十五年法律第百九十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第四項中「新所在地」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を、「当該事務所」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所）」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

（土地家屋調査士法の一部改正）

第五条　土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第四項中「新所在地」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を、「当該事務所」の下に「（従たる事務所を設け、又は移転したときにあつては、当該従たる事務所）」を加え、同条第五項中「旧所在地」の下に「（従たる事務所を移転し、又は廃止したときにあつては、主たる事務所の所在地）」を加える。

（商業登記法の一部改正）

第六条　商業登記法（昭和三十八年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条の二及び第十一条の二中「第十七条第四項」を「第十七条第三項」に改める。

第十二条第一項中「第二十条の規定により印鑑を登記所に提出した者又は支配人、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により会社につき選任された破産管財人若しくは保全管理人、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により会社につき選任された管財人若しくは保全管理人、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人若しくは保全管理人若しくは外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人若しくは保全管理人」を「次に掲げる者」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第十七条第二項の規定により登記の申請書に押印すべき者（委任による代理人によつて登記の申請をする場合には、委任をした者又はその代表者）

二　支配人

三　破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により会社につき選任された破産管財人又は保全管理人

四　民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により会社につき選任された管財人又は保全管理人

五　会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人又は保全管理人

六　外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により会社につき選任された承認管財人又は保全管理人

第十二条の二第一項中「前条第一項に規定する」を「前条第一項各号に掲げる」に、「印鑑提出者」を「被証明者」に改め、「、印鑑を提出した登記所が法務大臣の指定するものであるときは」を削り、同項第一号並びに同条第三項及び第四項中「印鑑提出者」を「被証明者」に改め、同条第五項ただし書中「第一項の」を「当事者の営業所（会社にあつては、本店）の所在地を管轄する」に改め、同条第六項中「第一項及び」を削り、同条第七項中「印鑑提出者」を「被証明者」に、「、第一項」を「、同項ただし書」に改める。

第十五条中「、第四十八条から第五十条まで（第九十五条、第百十一条及び第百十八条において準用する場合を含む。）」を削る。

第十七条第三項を削り、同条第四項中「第二項第四号」を「前項第四号」に改め、「又は前項の規定により申請書に記載すべき事項」を削り、「前二項」を「同項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十八条中「前条第四項」を「前条第三項」に改める。

第二十条を次のように改める。

第二十条　削除

第二十四条第四号中「とき」の下に「、又は申請の権限を有する者であることの証明がないとき」を加え、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条第一項中「前条第十号」を「前条第九号」に改める。

第四十八条の前の見出しを削り、同条から第五十条までを次のように改める。

第四十八条から第五十条まで　削除

第五十一条第一項後段を削る。

第八十二条第二項及び第三項中「本店の所在地における」を削り、同条第四項中「並びに第二十条第一項及び第二項の規定」及び「本店の所在地における」を削る。

第八十七条第一項及び第二項中「本店の所在地における」を削り、同条第三項中「、登記所において作成した吸収分割会社又は新設分割会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては」を削る。

第九十条の次に次の一条を加える。

（株式交付の登記）

第九十条の二　株式交付による変更の登記の申請書には、次の書面を添付しなければならない。

一　株式交付計画書

二　株式の譲渡しの申込み又は会社法第七百七十四条の六の契約を証する書面

三　会社法第八百十六条の四第一項本文に規定する場合には、当該場合に該当することを証する書面（同条第二項の規定により株式交付に反対する旨を通知した株主がある場合にあつては、同項の規定により株主総会の決議による承認を受けなければならない場合に該当しないことを証する書面を含む。）

四　会社法第八百十六条の八第二項の規定による公告及び催告（同条第三項の規定により公告を官報のほか時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙又は電子公告によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、当該債権者に対し弁済し若しくは相当の担保を提供し若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相当の財産を信託したこと又は当該株式交付をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

五　資本金の額が会社法第四百四十五条第五項の規定に従つて計上されたことを証する書面

第九十一条第一項中「本店の所在地における」を削り、同条第二項中「本店の所在地における」を削り、「前条」を「第九十条」に改め、同条第三項中「、登記所において作成した株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社の代表取締役（指名委員会等設置会社にあつては、代表執行役）の印鑑の証明書を添付しなければならない。この場合においては」を削る。

第九十五条、第百十一条及び第百十八条中「第四十八条」を「第五十一条」に改める。

第百三十八条を次のように改める。

第百三十八条　削除